

議 第 7 号

災害時における電力供給の確保を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣 あ て  
経 済 産 業 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昨年9月の北海道胆振東部地震では、道内の火力発電所の緊急停止に起因する北海道全域の停電、いわゆるブラックアウトが引き起こされ、主要交通機関の運休、断水、電話の不通等、ライフラインが断絶し、住民生活や災害復興の大きな障害となった。

このような状況を受け、国は、電力インフラを対象に総点検を実施するとともに、今後の対策パッケージを含む「電力レジリエンスワーキンググループ中間取りまとめ」により防災、情報発信及び早期復旧のための対策等を示した。

しかしながら、先般の関東地方を直撃した台風15号においては、強烈な風雨により送電線の鉄塔や多くの樹木が倒壊し、長期にわたる大規模停電が生じたことから、中間とりまとめで示された対策を早急に実施するとともに、停電の原因となる樹木の予防伐採等を行う必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、災害時の被害を軽減し早期の復興を行うため、大規模災害の発生を想定した対応についての定期的な検証プロセスや復旧作業の妨げとなる倒木等の撤去を迅速に実施する仕組みの構築等に加え、樹木等による送配電網の被害を回避する取組を推進するなど、災害時における電力供給の確保を図るよう強く要請する。